



本物力こそ桑名力

「長寿認定こども園」での不適切保育 事案について

「長寿認定こども園」での不適切保育事案について



本物力こそ桑名力

私立「長寿認定こども園」に通う在園児の保護者から相談のあった不適切保育の各事案について、事実確認のため桑名市において子ども・子育て支援法第38条第1項に基づき実施した聴き取り調査において、不適切保育の事実を確認した。

当該施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしていないと認められるため、子ども・子育て支援法第39条第2項に基づき三重県に対して、令和5年5月22日に、市が実施した調査結果を報告した。

<調査の概要>

当該施設に立ち入り調査を行い、当該施設の関係者から調査シートにより聴き取り調査を行った。

- ・ 聴取実施期間：令和5年4月28日（金）～5月18日（木）
- ・ 対象職員：（元）園長 以下当該認定こども園職員42名（パート含む）

＜確認のとれた不適切保育の主な事案＞

- ① 危険回避の行動以外にも、整列する際や着替えの時など腕や足を引っ張る行為が複数あった。
- ② トイレに決まった時間にしか行かせない行為が複数あった。
- ③ 本来、衛生的にも概ね13時までの給食時間だが、おやつの間まで食べさせていたことが複数あった。また、その際に、遊びやお昼寝の時間などもあり、部屋で給食を食べられないため、保育室の外や別のクラス（2歳児クラスなど）で給食を食べさせていたことが複数あった。
- ④ 複数の保育士が子どもに対して人格を尊重しない発言をしたり、乱暴な言動で接することがあった。
- ⑤ 行事の練習や言うことを聞かない時に保育室から出した（廊下に立たせた）。
- ⑥ 外国籍の児童に対して、厳しい口調で怒った。

<今後の桑名市としての対応方針>

1. 県と市との合同による特別監査の実施

- ・子ども・子育て支援法第38条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項等の関係法令に基づく、県と市との合同による特別監査を早期に実施すべく、県と調整している。

2. 第三者による調査委員会の開催

- ・令和5年6月2日（金）に、公正・公平な立場から、調査結果の検討、再発防止策の検討、市の対応についての検証などを行う第三者による調査委員会（第一回）を開催する予定。（事務局：防災・危機管理課 危機管理室）

令和5年6月2日（金）13時30分～ 市役所3階第2会議室

※会議は非公開にて行います

※報道機関を対象に、頭撮りは可。

「長寿認定こども園」での不適切保育事案について



本物力こそ桑名力

3. 保護者に対する不適切保育に関する調査の実施、相談・ケアの拡充

- ・今回、聴き取り調査等で発覚した不適切保育の事案を踏まえて、在園児や以前に在籍していた園児の保護者に対して、不適切保育に関する調査（アンケート形式）を新たに実施する。
- ・また、在園児及び以前に在籍していた園児やその保護者に対して、臨床心理士による個別相談・ケアを拡充していく。

4. 園への公立保育士派遣の拡充

- ・現在、公立保育士6名を交代で園に派遣し、指導・助言を行っているが、保育環境の安定を図るため、今後、更なる拡充を図っていく。

5. 調査結果により確認された事案の情報開示

- ・第三者調査委員会の調査、市の聴き取り調査、園独自の調査を踏まえて、確認された事案の詳細については可能な限り開示し、速やかな園の体制強化及び改善を求めていく。

6. 転園希望者に対しての特例措置の拡充

- ・既に退園届提出後も戻れる特例措置を実施しているが、保護者に対して新たに転園希望のアンケートを実施し、希望に沿って、受け入れ可能な保育所（園）との調整を図るなど特例措置を拡充する。

7. 不適切保育に関する研修会の開催

- ・市内公立・私立保育所（園）所（園）長、職員を対象とした不適切保育に関する研修会を開催する。（所（園）長向けは実施済み。職員向けは6月9日、11日に開催予定。※非公開にて行います。）